

医療費の助成制度(マル福)を活用しましょう

マル福の対象者

医療福祉費支給制度は、茨城県と県内各市町村が共同で運営している医療費助成制度（所得制限有り）です。助成を受けるには医療福祉費受給者証の交付申請が必要です。

小児	0歳～高校生相当のお子様 ※18歳到達後の最初の3月31日までの年齢の方（4月1日生まれの方は直前の3月31日まで）。年齢が条件であり、就学・就職・婚姻の有無については問いません。
ひとり親家庭	母子・父子家庭および両親のいない子、配偶者が重度心身障がい者である方とその子
重度心身障害者	身体障害者手帳1級・2級の交付を受けている方、障害年金1級の受給権者等一定の障がいをお持ちの方など。詳しくは役場国保年金課までお問合せください。
妊産婦	母子手帳の交付を受けている方

▶小児または妊産婦の方については、マル福の所得制限を超えていても、村独自の医療費助成制度（マル美）で助成を受けることができます。

医療費助成の受け方



茨城県内の医療機関を受診

医療機関にてマイナ保険証等※と受給者証を一緒に提示してください。支払い額が制度で設定されているマル福自己負担金になります。



茨城県外の医療機関を受診

受給者証は使用できません。マイナ保険証等※を提示して保険診療を受け、領収証をもらってください。その後、国保年金課窓口で支給申請をしてください。



支給申請が必要な場合

- ・茨城県外の医療機関を受診した場合
 - ・受給者証を提示せずに茨城県内の医療機関を受診した場合
 - ・申請日から起算して5年以内に医療機関を受診したものが対象となります。ただし、令和3年6月以前に受診したのものに関しては、一つの医療機関を同月中に受診した回数が2回までで、支払った金額がすべて600円未満の場合も対象となります。
- ▶医療機関を受診した月の翌月以降に、1か月分の領収書をまとめて国保年金課にて支給申請してください。

※マイナ保険証等とは？

被保険者であることを証明する以下のいずれかを指します。

マイナ保険証・資格確認書・健康保険証

マイナ保険証を利用してお手続をされる場合には、マイナポータルの保険資格情報画面または資格情報のお知らせをご提示ください。

また、被扶養者の方は、どなたの扶養かを確認するため、扶養者である父母等の保険情報も併せてお持ちください。

保険変更のお手続の際にも上記を参照のうえ、ご来庁ください。

